

第52回 宇都宮市環境審議会

- 1 開会
- 2 議事
 - ・ 第4次宇都宮市環境基本計画の骨子（案）について
 - 資料1
 - ・ 第2次うつのみや生きものつながりプランの骨子（案）について
 - 資料2
- 3 その他
- 4 閉会

令和7年11月21日（金） 10時30分～12時00分
宇都宮市役所14階 14大会議室
環境部 環境創造課

宇都宮市環境審議会委員名簿

◎:会長 ●:副会長

氏名	役職等
大久保 順也	宇都宮市議会議員
小倉 久美	//
菅原 一浩	//
保坂 栄次	//
森嶋 佳織	作新学院大学女子短期大学部 講師
◎横尾 昇剛	宇都宮大学 教授
北浦 さおり	宇都宮共和大学 准教授
加藤 彰	帝京大学理工学部 教授
高梨 弘幸	栃木県地球温暖化防止活動推進センター センター長
田代 昌継	宇都宮市医師会 理事

氏名	役職等
半田 光隆	宇都宮農業協同組合 代表理事専務
篠崎 務	宇都宮商工会議所 議員
小牧 裕昭	宇都宮青年会議所 副理事長
●増渕 弘子	うつのみや環境行動フォーラム 理事
小林 紀夫	宇都宮市青少年育成市民会議 副会長
小金澤 頼子	宇都宮市女性団体連絡協議会 副会長
大森 幹夫	宇都宮市自治会連合会 副会長
稲垣 広己	宇都宮地方气象台 次長
稲見 正雄	公募委員
西口 璃空	//

第4次宇都宮市環境基本計画の骨子(案)について

◎ 趣 旨

次期計画策定に向けた課題等を踏まえ、基本理念や目指す環境都市の姿、基本施策などを網羅した骨子(案)を作成したことから、その内容について協議するもの

○ 目 次

- 1 第4次宇都宮市環境基本計画の策定
- 2 骨子(案)
- 3 策定スケジュール

1 第4次宇都宮市環境基本計画の策定

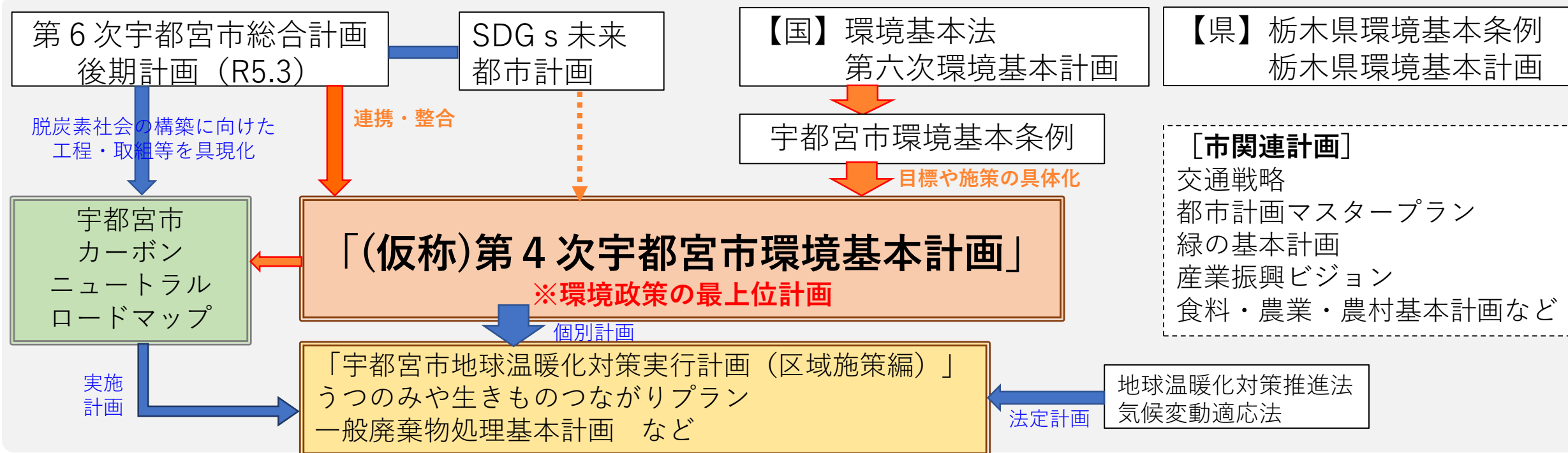
(1) 策定の目的

環境基本条例に掲げる基本理念の具現化に向け、第6次宇都宮市総合計画や市ロードマップ等との整合を図りながら、**新たな環境問題や市民ニーズ等に的確に対応し、市民・事業者・行政が連携して持続可能な環境都市の実現に向けて取り組むことができるよう、計画を策定するもの**

(2) 計画期間

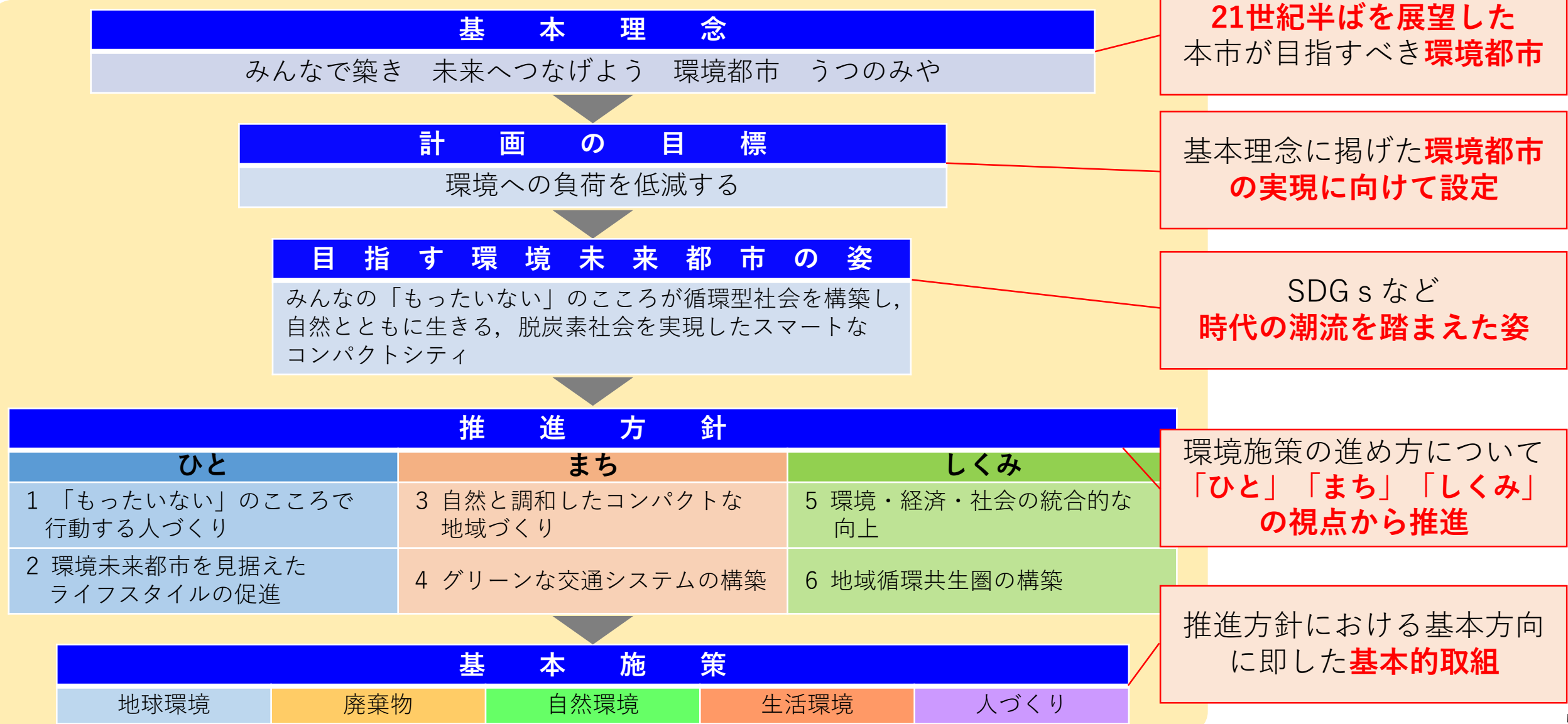
5年間 (2026(令和8)年度から2030(令和12)年度まで)

(3) 計画の位置づけ



1 第4次宇都宮市環境基本計画の策定

(4) 現行計画（第3次宇都宮市環境基本計画）の構成



1 第4次宇都宮市環境基本計画の策定

(5) 課題の整理

地球環境分野	<ul style="list-style-type: none">・ 省エネの徹底や、自立分散型再生可能エネルギーの最大限導入，地域新電力と連携した地産地消の推進・ 温室効果ガス排出削減の加速化に向けた，新たな環境技術の導入・ 異常気象に対応するための気候変動への適応策の推進・ 運輸部門の排出削減に向けた，公共交通の利用促進と多様なモビリティの脱炭素化
廃棄物分野	<ul style="list-style-type: none">・ ごみの発生抑制・再使用の促進に向けた普及啓発及び資源循環利用の推進に向けた分別の徹底・ 適正な収集・処分体制及び整備の推進
自然環境分野	<ul style="list-style-type: none">・ 生物多様性の保全に向けた認知度の向上及び取組の推進・ 森林・河川環境等の適正管理や農地・緑地の保全の推進
生活環境分野	<ul style="list-style-type: none">・ 市民が安心・快適に過ごすことのできる生活環境の確保に向けた取組の推進・ 自動車排出ガス抑制に向けた，多様なモビリティの脱炭素化（再掲）
人づくり分野	<ul style="list-style-type: none">・ 「もったいない」のこころの醸成に向けたさらなる普及啓発・ もったいない運動の実践率向上やSDGsの達成に向けた環境配慮行動の促進

これら各分野の課題を踏まえるほか，**市民のウェルビーイングの維持・向上に資する視点を考慮し，次期計画における環境都市の姿や目標・施策事業を導出**する。

2 骨子(案)

(1) 基本理念

現行計画	次期計画
<p>・ みんなで築き 未来へつなげよう 環境都市 うつのみや</p> <p>→「宇都宮市環境基本条例」において「環境都市」の実現を目指すこととし、次の目標を達成した環境にやさしいまちを指す。</p> <p>① <u>社会経済活動などによる環境への負荷を低減する。</u></p> <p>② <u>限りある資源を循環できる社会への転換を図る。</u></p> <p>③ <u>自然環境を保全し、人と自然とが共生する都市を形成する。</u></p>	<p>・ みんなで築き 未来へつなげよう 環境都市 うつのみや (修正なし)</p> <p>→宇都宮市環境基本条例で掲げる 21世紀半ばを展望した本市の「環境都市」を実現するための理念であり、第1次宇都宮市環境基本計画から継続使用。</p>

(2) 計画の目標

現行計画	次期計画
<p>・ 環境への負荷を低減する</p> <p>→上位計画である「第6次宇都宮市総合計画」との整合を図りつつ、基本理念に掲げた「環境都市」の実現に向けて設定。</p>	<p>— (体系見直し)</p> <p>→現行計画の目標は基本理念に包含されるとともに、環境未来都市の姿の実現に向けた効果的な推進のため、推進方針において新たに分野横断的・代表的な指標を設定</p>


(3) 目指す環境未来都市の姿 21世紀半ばを見据えたイメージ

現行計画	次期計画
<p>・みんなの「もったいない」のところが循環型社会を構築し、自然とともに生きる、脱炭素社会を実現したスマートなコンパクトシティ</p> <p>→「宇都宮市環境基本条例」に掲げる「環境都市」の姿に、SDGsの理念を踏まえた、「環境未来都市の姿」の実現を目指す。</p>	<p>・みんなの「もったいない」のところで循環共生型社会を構築し、ウェルビーイングが実感できる持続可能なまち</p> <p>→脱炭素、資源循環、自然共生、SDGsを踏まえた現行計画の環境未来都市の姿に、国が環境基本計画に掲げた「ウェルビーイング」や「循環共生型社会」の考えを追加する。</p>

【(国) 第六次環境基本計画の基本的考え方】

目的	<p>・環境保全と、それを通じた現在及び将来の国民一人一人の「ウェルビーイング※／高い生活の質」 ※気候変動対策や良好な環境の創出などにより、身体的・精神的・社会的に満たされた幸福な状態を指し、心の健康や充実した人間関係、仕事のやりがいなど、生活の質を高める包括的な概念</p>
ビジョン	<p>・循環共生型社会※（環境・生命文明社会） ※環境を基盤とし、環境・経済・社会の統合的向上への高度化を図り、脱炭素社会・循環型社会・自然共生社会が同時実現した持続可能な社会</p>
政策展開	<p>・ネット・ゼロ、循環経済、ネイチャーポジティブ等の施策の統合・シナジー ・「地域循環共生圏」の構築による「新たな成長」の実践・実装</p>

(3) 目指す環境未来都市の姿 21世紀半ばを見据えたイメージ

現行計画	次期計画
<p>・みんなの「もったいない」のところが循環型社会を構築し、自然とともに生きる、脱炭素社会を実現したスマートなコンパクトシティ</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化の原因となる温室効果ガスを排出しない脱炭素社会 ・「もったいない」のところでひとやものを大切にする循環型社会 ・環境、経済、社会の統合的な向上が図られた持続可能なまち </div>	<p>・みんなの「もったいない」のところで循環共生型社会を構築し、ウェルビーイングが実感できる持続可能なまち</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化の原因となる温室効果ガスを排出しない脱炭素社会 ・「もったいない」のところでひと・もの・まちを大切にする自然と共生した、循環型社会 ・環境、経済、社会の統合的な向上が図られた持続可能なまち </div>
<div style="border: 2px solid blue; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>【環境都市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境への負荷の低減（脱炭素） ・資源を循環できる社会への転換（資源循環） ・人と自然の共生（自然共生） </div> <div style="display: inline-block; border: 1px solid yellow; border-radius: 10px; padding: 5px; margin: 0 10px;">+</div> <div style="border: 1px solid yellow; border-radius: 10px; padding: 5px; margin: 0 10px;">S D G s</div>	<div style="border: 2px solid red; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0; text-align: center;"> <p>ウェルビーイング</p> </div> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;">  <p>【循環共生型社会】</p> </div> <div style="border: 2px solid green; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <div style="border: 2px solid blue; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>【環境都市】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境への負荷の低減（脱炭素） ・資源を循環できる社会への転換（資源循環） ・人と自然の共生（自然共生） </div> <div style="display: inline-block; border: 1px solid yellow; border-radius: 10px; padding: 5px; margin: 0 10px;">+</div> <div style="border: 1px solid yellow; border-radius: 10px; padding: 5px; margin: 0 10px;">S D G s</div> </div>

(4) 推進方針

現行計画

・環境未来都市の姿を実現するための施策・事業の効果的な推進に向けて「ひと」「まち」「しくみ」の視点から、推進方針を設定

ひと	まち	しくみ
SDGs と親和性の高い「もったいない」のこころに加え「新しい生活様式」に基づく環境にやさしい行動の実践	ネットワーク型コンパクトシティの形成に加え、脱炭素社会の構築に向けたゼロ・カーボン・トランスポートなどの実現	地域資源の循環や自然との共生に加え、SDGsの考え方である様々な分野の課題の同時解決に向けた仕組みの構築

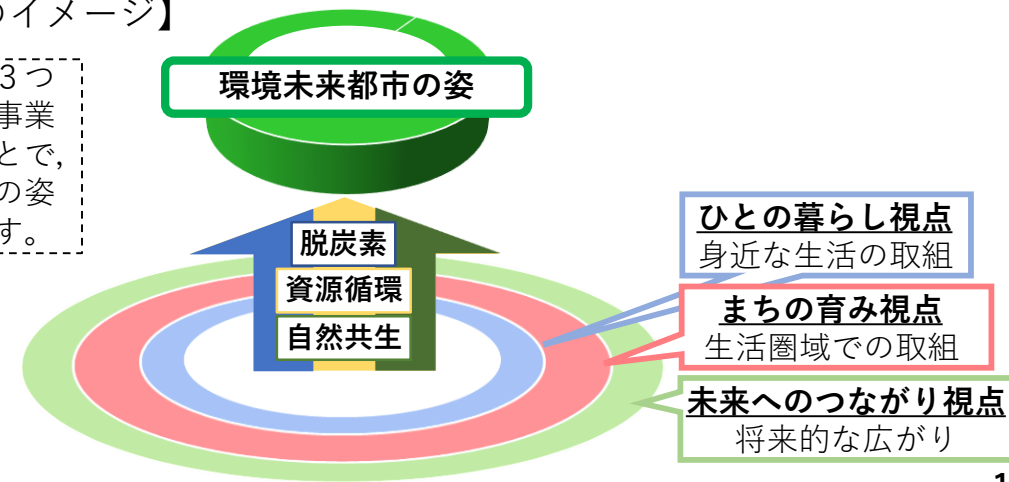
次期計画

・環境未来都市の姿の実現に向け、**分野横断的な3つの視点から、5つの基本施策**（後述）**の事業を効果的に推進するため推進方針を設定**する。
 ・また、**代表的な指標を設け、事業の着実な推進を図る。**

ひとの暮らし	まちの育み	未来へのつながり
「もったいない」のこころを大切にし、 脱炭素型ライフスタイルへの転換による環境配慮行動の実践	拠点形成や公共交通の利用促進など、ネットワーク型コンパクトシティの形成等による 環境にやさしいまちづくり	持続可能なまちの実現に向けた、 次世代にもつながる環境にやさしい仕組みや取組の拡大

【3つの視点のイメージ】

分野横断的な3つの視点から、事業に取り組むことで、環境未来都市の姿の実現を目指す。



(4) 推進方針

2030年のまちづくりのビジョンに到達するための課題
※6ページの課題の整理参照



【備考】

- ・事業・指標については今後調整
- ・推進方針等の各指標の進捗状況に加え、環境分野における市民の幸福度（ウェルビーイング）について、世論調査等により把握する。

現行計画の推進方針	
ひと	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「もったいない」のところで行動する人づくり <ul style="list-style-type: none"> ・「もったいない」のところでひとやものを大切にする環境教育・環境学習の推進 ・市民・事業者・行政の連携による取組の推進 ○ 環境未来都市を見据えたライフスタイルの促進 <ul style="list-style-type: none"> ・気候変動による猛暑や災害に強くエコな住環境と環境にやさしい移動手段の選択 ・ICTを活用したエコで快適なライフスタイルの普及
まち	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自然と調和したコンパクトな地域づくり <ul style="list-style-type: none"> ・環境負荷の少ない市街地形成の推進 ・緑豊かな生活環境づくり ○ グリーンな交通システムの構築 <ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギーによるLRTなど公共交通機関の運行 ・新しい生活様式に基づく公共交通機関や自転車の利用促進
しくみ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 環境・経済・社会の統合的な向上 <ul style="list-style-type: none"> ・脱炭素社会に向けた新たな環境技術の導入促進 ・グリーン・リカバリーの促進 ○ 地域循環共生圏の構築 <ul style="list-style-type: none"> ・地域新電力による再生可能エネルギーの地産地消の推進 ・食品ロスの削減や資源化の推進による循環型社会の構築 ・自然との共生に向けた環境保全の推進

次期計画の推進方針	
ひとの暮らし	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「もったいない」のところでひと・もの・まちを大切にする環境教育・環境学習の推進のほか、デコ活※やもったいない運動等による脱炭素型ライフスタイルへの転換を促す環境配慮行動の実践促進を図る。 <p style="text-align: right;">※脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動 (指標案：環境配慮行動(もったいない運動)の実践率)</p>
まちの育み	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都市機能の誘導による拠点形成の推進やライトライン・バス等の公共交通の利用促進によるNCCの形成のほか、脱炭素先行地域の創出と市域全体への取組の波及や緑豊かな生活環境づくりなど、環境にやさしいまちづくりを推進する。 <p style="text-align: right;">(指標案：市内の温室効果ガス排出量)</p>
未来へのつながり	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国が示す「脱炭素・循環経済・自然再興」を見据え、多様な主体と連携しながら、再生可能エネルギーの自給率向上と地産地消の推進や、3Rの実践拡大による資源循環の促進、生物多様性を活かしたまちづくりなど、次世代にもつながる環境にやさしい仕組みや取組を広げる。 <p style="text-align: right;">(指標案：再生可能エネルギー電力自給率) (指標案：一人1日当たりの家庭系ごみ排出量)</p>

2 骨子(案)

(5) 基本施策 (別紙1参照)

現行計画

・環境施策について、体系的に5分野に整理し、計画的な推進と進捗管理を図る。

【基本施策の分類】

- ①地球環境
- ②廃棄物
- ③自然環境
- ④生活環境
- ⑤人づくり

地球環境

廃棄物

自然環境

生活環境

人づくり

・カーボンニュートラル：

温室効果ガスの排出量を全体としてゼロにすること

・サーキュラーエコノミー：

資源を効率的に循環させ、持続可能な社会の構築とともに経済的な成長も目指す経済システム

・ネイチャーポジティブ：

自然を回復軌道に乗せるため、生物多様性の損失を止め反転させること

次期計画

・次期計画においても、環境施策の計画的な推進および進捗管理のため、現行計画の5分野を継承するとともに、**県が策定中の次期計画を参考に分野名を設定**する。

・なお、サーキュラーエコノミーやネイチャーポジティブの実現は国が目指す大きな方向性であるため、本市の事業範囲に合わせて、表現を調整する。

【基本施策の分類】

- ①カーボンニュートラル（脱炭素）に向けた**脱炭素化の推進**と気候変動への適応
- ②サーキュラーエコノミー（循環経済）を支える**資源循環の推進**
- ③ネイチャーポジティブ（自然再興）に資する**生物多様性の保全**
- ④安心して快適な生活環境の確保
- ⑤自ら学び行動する**人づくり**

カーボンニュートラル（脱炭素）に向けた脱炭素化の推進と気候変動への適応

サーキュラーエコノミー（循環経済）を支える資源循環の推進

ネイチャーポジティブ（自然再興）に資する生物多様性の保全

安心して快適な生活環境の確保

自ら学び行動する人づくり

2 骨子(案)

施策および施策事業は、素案作成の際に修正となる可能性あり。

(5) 基本施策

【基本施策】

- 1 カーボンニュートラル(脱炭素)に向けた脱炭素化の推進と気候変動への適応
- 2 サークュラーエコノミー(循環経済)を支える資源循環の推進
- 3 ネイチャーポジティブ(自然再興)に資する生物多様性の保全
- 4 安心して快適な生活環境の確保
- 5 自ら学び行動する人づくり

【施策】

- 1-1 脱炭素化の促進
- 1-2 自立分散型エネルギーの普及促進
- 1-3 環境にやさしいまちづくりの推進
- 2-1 ごみの発生抑制・再使用の促進
- 2-2 資源循環利用の推進
- 2-3 適正な処理の推進
- 3-1 生物多様性の保全
- 3-2 豊かな自然環境の保全と創出
- 4-1 環境調査, 監視等の充実
- 4-2 発生対策の充実
- 5-1 「もったいない」のこころの醸成
- 5-2 「もったいない」のこころによる実践行動の場と機会の充実

【施策事業】

- 1-1-1 家庭における脱炭素化の促進
- 1-1-2 事業所における脱炭素化の促進
- 1-1-3 市役所における脱炭素化の促進
- 1-2-1 創エネルギー・蓄エネルギーの普及促進
- 1-2-2 地域ポテンシャルを生かした新たなエネルギーの活用
- 1-3-1 環境負荷の少ない都市整備
- 1-3-2 エコで便利な交通体系の構築
- 1-3-3 気候変動への適応策の推進
- 2-1-1 意識醸成・行動変容の促進
- 2-1-2 発生抑制・再使用の推進
- 2-2-1 資源循環利用の推進
- 2-2-2 再資源化の推進(リサイクルの推進)
- 2-3-1 適切な収集・処分体制の推進
- 2-3-2 適正な排出指導・監視の推進
- 3-1-1 生物多様性(人と生きもののつながり)の大切さを知る
- 3-1-2 生物多様性(人と生きもののつながり)を守る
- 3-1-3 生物多様性(人と生きもののつながり)を活かす・つなぐ
- 3-2-1 農地等の多面的機能の維持向上
- 3-2-2 都市の緑の保全と創出
- 3-2-3 水資源の確保
- 3-2-4 河川環境の保全と創出
- 3-2-5 良好な景観の保全と創出
- 4-1-1 大気汚染状況の監視
- 4-1-2 水質汚濁状況の監視
- 4-1-3 騒音振動の調査
- 4-1-4 化学物質の調査
- 4-2-1 工場・事業場の監視・指導
- 4-2-2 事業者等への意識啓発
- 4-2-3 自動車排出ガス対策の充実
- 4-2-4 生活排水対策の充実
- 5-1-1 市民総ぐるみによるもったいない運動の推進
- 5-1-2 もったいない運動を取り入れたイベントの開催
- 5-2-1 環境学習の場と機会の提供
- 5-2-2 地域における環境保全活動を担う人材の育成
- 5-2-3 各主体による環境配慮行動の推進
- 5-2-4 多様な活動主体間の連携促進

(参考) 栃木県環境総合計画 (仮称) の現行計画と次期計画の比較

< 現行環境基本計画 >

基本目標	施策項目
脱炭素社会の構築と気候変動への適用を目指す「とちぎ」	1 温室効果ガスの排出削減
	2 気候変動への対応
自立・分散型エネルギーで支えられる災害に強い「とちぎ」	3 分散型エネルギーの自立化
	4 エネルギー需給体制の強靱化
良好な生活環境が保全された「とちぎ」	5 大気環境の保全
	6 水環境の保全
	7 土壌・地盤環境の保全
	8 騒音・振動・悪臭の防止
	9 資源循環の推進
人と自然は共生する「とちぎ」	10 地域の生態系の保全
	11 森林・みどりづくり活動の推進
	12 自然の地活用・環境整備
	13 野生鳥獣の適正管理
共通施策	14 外来種対策の推進
	15 未来技術の導入促進
	16 持続可能な地域作り
	17 安全・安心な地域づくり
	18 景観形成による魅力ある地域作り

< 栃木県気候変動対策推進計画 >

< 栃木県資源循環推進計画 >

< 次期計画 >

基本目標	施策項目
カーボンニュートラル(脱炭素化)の推進と気候変動への適応を目指す「とちぎ」	1 2050年カーボンニュートラル実現に向けた緩和策の推進
	2 県民の生命と財産を守り、将来の成長につなげる適応策の推進
サーキュラーエコノミー(循環経済)への移行を推進する「とちぎ」	3 7Rの促進
	4 資源循環推進体制の確保
	5 廃棄物等の適正処理の促進
人と自然が共生し、ネイチャーポジティブ(自然再興)を推進する「とちぎ」	6 生態系の保全
	7 自然環境の適正な利活用・環境整備
	8 里地里山の保全、環境を支える森林・緑づくり活動の推進
	9 地域環境の保全
共通的・基盤的施策	10 化学物質・放射性物質に係る取組の推進
	11 レジリエンス強化に資するエネルギー産業の振興
	12 持続可能な地域づくり

2 骨子(案)

(参考) 栃木県環境総合計画 (仮称) における基本目標2・3の内容

【基本目標2】

サーキュラーエコノミー（循環経済）への移行を推進する「とちぎ」

- ・循環型社会の形成に向け、あらゆる主体において資源循環に向けた取組を拡大していくとともに、持続可能な形で自然を効率的・循環的に有効利用するサーキュラーエコノミー（循環経済）への移行を推進します。

【基本計画3】

人と自然が共生し、ネイチャーポジティブ（自然再興）を推進する「とちぎ」

- ・多様な動植物の生態系が維持され、県民が自然と共生しながら日々の暮らしを営むことができるよう、生物多様性の損失を止め、反転させるネイチャーポジティブ（自然再興）の推進や、豊かな自然環境の保全と活用の両立などに取り組みます。

本県の現状

■廃棄物の排出及び処理の現状

- ・現行計画における指標について、廃棄物の発生抑制や最終処分量の削減は一定の成果あり。一方、循環型社会の構築に向けては更なる取組の推進が必要。

<現行計画の評価（一部抜粋）>

現行計画における指標	基準 H30年度	現況 R5年度	目標 R7年度	達成度
県民1人1日当たりの生活系一般廃棄物の排出量(g/人・日)	672	639	650	◎
県内で排出された一般廃棄物の最終処分量(千t)	57	56	53	×
県内で排出された産業廃棄物の最終処分量(千t)	87	77	84	◎
県内で排出された一般廃棄物の再生利用率(%)	16.0	15.0	19	×
県内で排出された産業廃棄物の再生利用率(%)	50.2	51.0	53	×

<◎:既にR7目標達成済み、×:R7までに目標達成が困難>

本県の抱える課題

■ライフサイクル全体での資源循環の推進

- ・可燃ごみ中への資源物や食品ロス等の混入
- ・リチウムイオン電池等の混入による火災発生事例の増加
- ・排出時点での更なる分別徹底等
- ・循環経済移行の要となる高度リサイクル施設の不足
- ・製造業者(動脈産業)とリサイクル業者(静脈産業)間の情報共有不足

■資源循環としての適正処理の推進

- ・監視の目をくぐり抜けた悪質な不法投棄
- ・ヤード(保管場)での不適正処理に起因する悪臭や土壌汚染等の発生
- ・処理期限到来後のPCB廃棄物等の適正な管理及び処理

■資源循環推進体制の確保

- ・一廃、産廃いずれも再生利用率が低い
- ・太陽光パネルの再資源化
- ・「防災時の対応」等における自治体のノウハウ不足
- ・持続可能な適正処理に向けたごみ処理の広域化、集約化
- ・災害廃棄物処理計画及びBCP等の計画未策定の市町あり

■廃棄物・リサイクル産業の振興

- ・製造業における再生資源需要が少ない(情報がない)
- ・立地に係る受入環境が不十分
- ・リサイクル製品の更なる需要創出

本県の現状

■生態系の保全関連

- ・第4次レッドリスト掲載種数は前回改訂時より19種増加。
- ・国際的な目標である「30by30」※について、国立公園、県指定自然環境保全地域などの保護地域の存在により、現時点(R6.11)で30%目標を達成
- ※2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全
- ・野生鳥獣による農業被害及び獣類による林業被害の発生。
- ・クマの目撃件数は過去10年で最も多くなっており、人身被害も発生。
- ・狩猟者登録者数は下げ止まりの傾向であるが、平均年齢は高い。
- ・クビアカツヤカミキリは、県内18市町で被害を確認。年々被害が拡大。

■自然環境の適正な利活用・環境整備関連

- ・生活形態やレジャーの多様化による自然ふれあい体験ニーズが多様化。
- ・ビジターセンター等における情報発信に対する満足度が低い傾向。
- ・オーバーツーリズムによる環境への影響やごみ問題が発生。

■里地里山の保全、森林・緑づくり活動関連

- ・市町が取り組む「森林環境譲与税」を活用した事業や、地域の森づくり活動団体による「とちぎの元気な森づくり里山林整備事業」を活用し、里山の保全を実施。

本県の抱える課題

■生態系の保全関連

- ・希少動植物種の保全、ミヤコタナゴの絶滅の回避
- ・30by30の更なる推進を図るための保護地域の維持管理
- ・シカ・クマによる林業被害やイノシシ等による農業被害の防止
- ・クマと人の生活圏の住み分けによる人身被害の未然防止
- ・野生鳥獣の捕獲の担い手確保育成及び捕獲の効率化・省力化
- ・県内外の外来種に係る状況の早期把握と速やかな防除の実施

■自然環境の適正な利活用・環境整備関連

- ・ウェルビーイングを実現できる自然公園の質の向上
- ・オーバーツーリズムによる環境保全対策やゴミの持ち帰り等マナーの啓発
- ・利用者のニーズを的確に把握した上での情報発信
- ・多様なニーズに対応した自然ガイド等の人材確保

■里地里山の保全、森林・緑づくり活動関連

- ・森づくり活動団体の担い手不足に対応した支援の継続
- ・令和12年度全国植樹祭の本県開催に向けた緑づくり活動への機運醸成及び関係人口創出

施策の展開

施策項目① 7Rの促進

- 発生抑制(リシユク、リフューズ、リデュース)・再使用(リユース)
- 再生利用(リファイン、リサイクル)
- 再生可能資源への代替(リニューアブル)

施策項目② 資源循環推進体制の確保

- 資源循環に向けた処理体制の確保
- 廃棄物・リサイクル産業の振興

施策項目③ 廃棄物等の適正処理の促進

- 廃棄物の適正処理
- 災害廃棄物の処理体制の整備

施策の展開

施策項目① 生態系の保全

- 絶滅のおそれのある種の保全
- 野生鳥獣の適正な管理の推進
- 外来種対策の推進

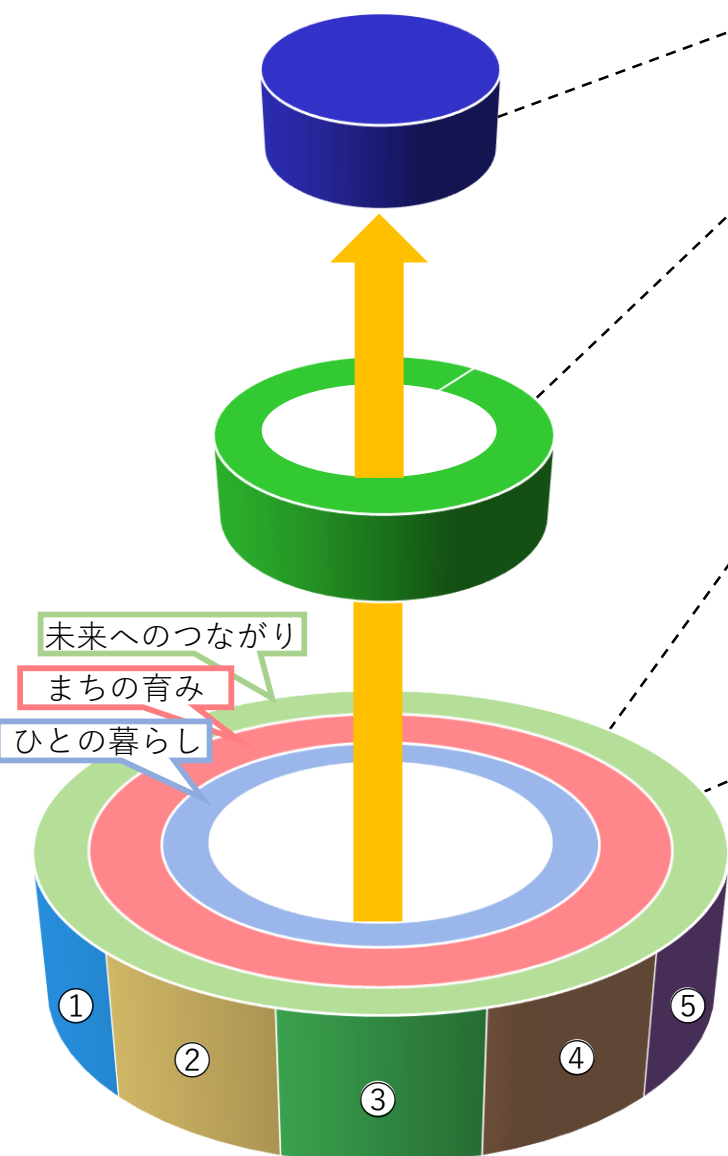
施策項目② 自然環境の適正な利活用・環境整備

- 自然環境の適正な利活用
- 受入環境の整備

施策項目③ 里地里山の保全、環境を支える森林・緑づくり活動の推進

- 里地里山の保全
- 森林・緑づくり活動の推進

(6) 計画の構成全体像 (別紙2参照)



基本理念 (21世紀半ばを展望した目指すべき環境都市)

みんなで築き 未来へつなげよう環境都市 うつのみや

環境未来都市の姿 (基本理念の環境都市を明確化)

みんなの「もったいない」のところで**循環共生型社会**を構築し、**ウェルビーイングが実感できる**持続可能なまち

- ・地球温暖化の原因となる温室効果ガスを排出しない脱炭素社会
- ・「もったいない」のところでひと・もの・**まち**を大切にする**自然と共生した**、循環型社会
- ・環境、経済、社会の統合的な向上が図られた持続可能なまち

基本施策

- ①カーボンニュートラル (脱炭素) に向けた**脱炭素化の推進**と気候変動への適応
- ②サーキュラーエコノミー (循環経済) を支える**資源循環の推進**
- ③ネイチャーポジティブ (自然再興) に資する**生物多様性の保全**
- ④安心して快適な生活環境の確保
- ⑤自ら学び行動する**人づくり**

推進方針 (環境未来都市の姿の実現に向け、分野横断的な視点から、5つの基本施策の事業を効果的に推進)

ひとの暮らし	「もったいない」のころを大切に、 脱炭素型ライフスタイルへの転換による環境配慮行動の実践
まちの育み	拠点形成や公共交通の利用促進など、ネットワーク型コンパクトシティの形成等による 環境にやさしいまちづくり
未来へのつながり	持続可能なまちの実現に向けた、 次世代にもつながる環境にやさしい仕組みや取組の拡大

3 策定スケジュール

計画策定における環境審議会のスケジュール

	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
スケジュール		◆環境審議会①	アンケート調査 現状・課題の整理		◆環境審議会②	骨子案の作成		◆環境審議会③	素案の作成	◆環境審議会④	パブリック コメントの実施	◆環境審議会⑤	計画策定・公表

【環境審議会の開催時期及び検討内容】

- ・ 環境審議会①（ 6月 2日）： 諮問， 計画策定について（国・県の動向， 現行計画の進捗評価）
- ・ 環境審議会②（ 8月 26日）： 現状・課題の整理（アンケート集計， 現状把握と課題抽出）
- ・ 環境審議会③（11月 21日）： **骨子案（基本理念， 目指す環境未来都市の姿， 基本施策等）**
- ・ 環境審議会④（12月 下旬）： 素案
- ・ 環境審議会⑤（ 2月 中旬）： パブリックコメントへの対応， 答申

第2次うつのみや生きものつながりプランの 骨子(案)について

◎ 趣 旨

「第2次うつのみや生きものつながりプラン」策定に向けた課題等を踏まえ、将来像、基本方針、基本施策などを網羅した骨子(案)を作成したことから、その内容について協議するもの

○ 目 次

- 1 第2次うつのみや生きものつながりプランの策定
- 2 生物多様性の概要
- 3 生物多様性の現状と課題
- 4 課題への対応の方向性
- 5 骨子(案)
- 6 策定スケジュール

1 第2次うつのみや生きものつながりプランの策定

(1) プラン策定の目的・必要性

総合的に本市の生物多様性保全の取組を推進するためには、外来種の移入や気候変動などの本市を取り巻く自然環境の変化や、SDGsをはじめとした社会潮流をとらえた対応が必要であることから、新たに計画を策定する。

(2) プランの基本的事項

ア プランの位置づけ(次ページ参照)

- ・ 生物多様性基本法第13条に基づく計画
- ・ 「第6次宇都宮市総合計画改定基本計画」の政策を構成する施策「自然との共生の推進」を実現するための計画
- ・ 「宇都宮市環境基本計画」のうち、生物多様性保全に資する取組を分野横断的にまとめた個別計画

イ プランの期間

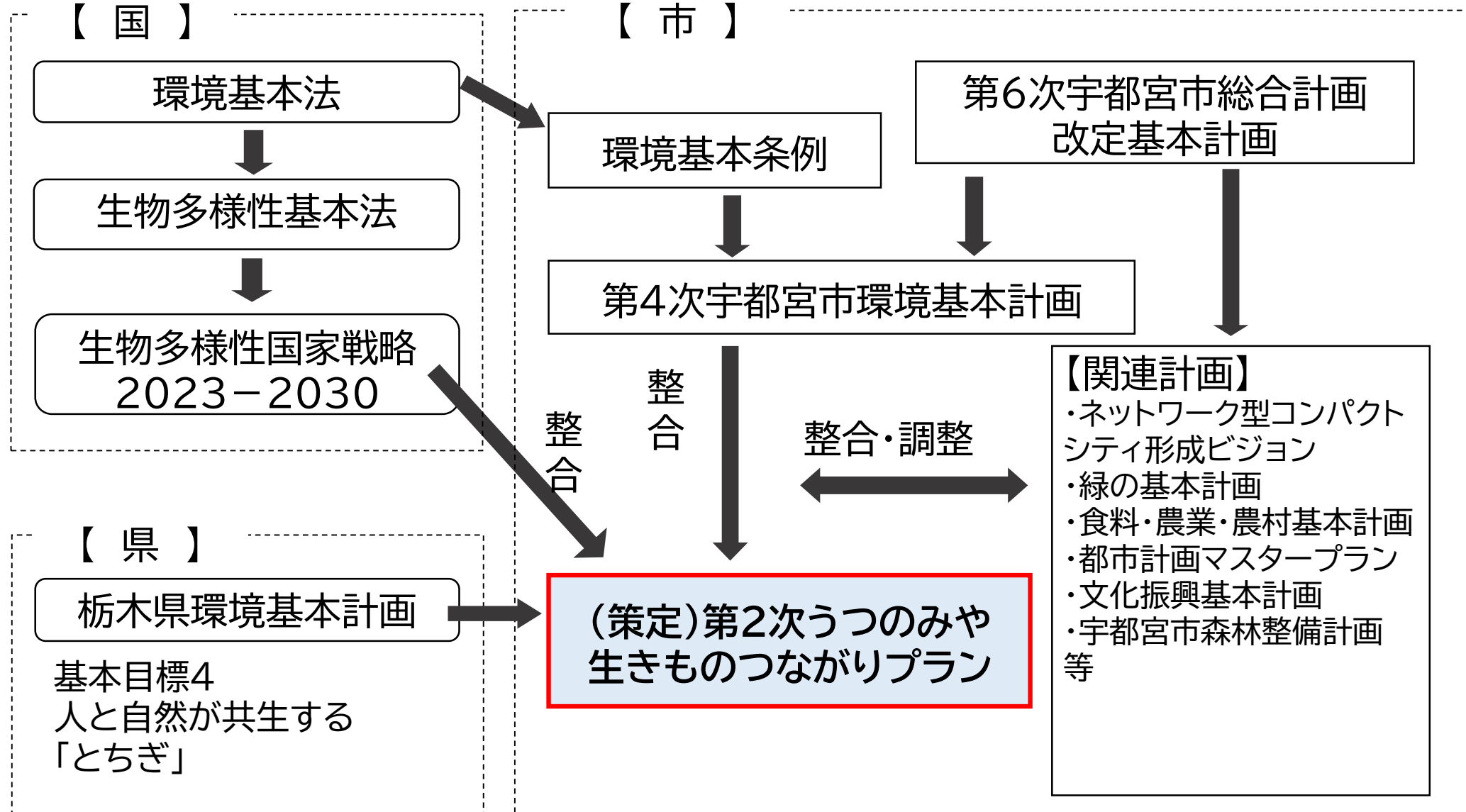
令和8年度～令和12年度(2030年度)の5年間

ウ 対象地域

宇都宮市全域

1 第2次うつのみや生きものつながりプランの策定

(2) プランの基本的事項



この地球上には、多種多様な生き物が森林、河川、海、湿地など様々な環境で生息・生育しており、地域環境の中で進化の歴史を経た生きものは、同じ種の中でも一つひとつに遺伝子レベルでの違いがある。この豊かな自然環境の中で、様々な生きものが互いにつながりあい、「バランスを取りながら」生きている。

生きものの個性と自然とのつながりの豊かさ



生物多様性

3つのレベルの生物多様性

種の多様性

様々な種類の生きものが生息・生育していること



生態系の多様性

森林・草原・河川など、様々な形態の自然があること



遺伝子の多様性

同じ生きものの種類の中に、遺伝子による様々な違いがあること



豊かな生物多様性に支えられた生態系は、私たち人間を含む生きものの「いのち」と「暮らし」を支える恵み(生態系サービス)をもたらし、人間の福利に貢献している。

これらの恵みによって私たちの生活は物質的には豊かになった一方、人間活動により、世界的に生物多様性と生態系サービスが悪化し続けている。

生物多様性と生態系サービスに関する地球規模評価報告書 (IPBES 2019)より

- ・過去50年の間、人類史上かつてない速度で地球全体の自然が変化
- ・このままでは生物多様性の損失を止めることができず、持続可能な社会は実現できない
- ・自然劣化の直接的・間接的な要因を大幅に減少させ、生物多様性の損失を止め、回復させるためには、経済・社会・政治・技術全てにおける横断的な社会変革が必要

このような世界的な生物多様性と生態系サービスの劣化の状況を踏まえ、今後も自然を損なうことなく自然の恵みを継続的に享受していくためには、従前からの自然環境保全に取り組むことに加え、社会や一人一人の価値観や行動の変容、社会経済全体の変革が必要との認識が国際的に広まりつつある。



3 生物多様性の現状と課題

<p>(1) 生物多様性を取り巻く動向</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世界及び国において「2030年のネイチャーポジティブ(自然再興)※の実現」を目指している。 ※自然を回復軌道に載せるために、生物多様性の損失を止め反転させる ・ 生物多様性からの恩恵を将来にわたって享受し続けるため、国家戦略等を踏まえ、第2次プランに生物多様性を活かし・将来へつなぐ視点を明確に位置付けた上で、ネイチャーポジティブに資する生物多様性保全の取組を推進することが必要 	<p>(4) 各主体の意識の現状</p> <p>【市民】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「ネイチャーポジティブ(自然再興)」や「生物多様性の損失の危機」への理解促進や意識醸成が必要 ・ 現状の取組の継続及び必要に応じた強化が必要 ・ 個々に応じた周知啓発・行動変容の促進が必要 <p>【事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ネイチャーポジティブ経済に向けた行動変容を促進するため、事業活動と生物多様性に関する正しい理解の促進や意識醸成が必要 ・ 参考事例やガイドライン等の情報提供を効果的に行うことが必要 <p>【自然環境保全団体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 多様な年齢層の参加促進や資金の支援などが必要 ・ 自然共生サイト等の制度のメリットの周知や事務負担の軽減に向けた支援が必要
<p>(2) 市域の概況(自然条件・社会条件)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 年平均気温が上昇 ・ 真夏日・熱帯夜が増加 ・ 日降水量の最大が増加 ・ 人口減少・少子超高齢化が進行 ・ 田・畑・池沼・山林等の面積は、一部減少はあるものの一定確保 	<p>(5) 後期プランの評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ より意識醸成を図るため、身近な自然に関する情報発信や自然に親しむ機会等の充実が必要 ・ より意識醸成を図るため、学生以外の一般市民や事業者に向けた効果的な手法の検討が必要 ・ 生物多様性を将来につないでいくため、保全活動の参加者・活動数を増やすための仕組みの見直しが必要 ・ 本市の特徴的な生きもの・自然環境を保全するため、分野横断的に取組を推進することが必要 ・ 外来種の移入や気候変動等の環境変化に対応するため、引き続き、モニタリング調査や変化を踏まえた防除・適応策の推進が必要 ・ 認知度向上に向けた更なる意識醸成・理解促進が必要
<p>(3) 本市の生物多様性(生きもの・環境)の現状</p> <p>令和5・6年度 第4回 宇都宮市自然環境基礎調査</p> <p>本市の生きものの生息・生育状況や自然環境の現況・経年変化を把握するため実施 ⇒ 20地点の調査地で確認された生きものの種数・重要種・外来種の増減はあるが、生息・生育環境は概ね維持</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開発など人間活動による危機：太陽光発電施設設置などの開発等による生息・生育場所の消失などの懸念 ・ 自然に対する働きかけの縮小による危機：人口減少や高齢化進行、土地利用の変化により、里地里山の維持が難しくなる懸念 ・ 人間により持ち込まれたものによる危機：侵略的外来種の分布拡大による重要種の生息環境の悪化・減少の懸念 ・ 地球環境の変化による危機：長期的には、温暖化の進行による動植物の種構成や分布の変化の懸念 	

(方向性1) 生物多様性を活かし、将来へつなぐ視点の明確化

現行プランの基本方針「大切さを知る」「守る」に包含される形で盛り込まれている「生物多様性を活かし、将来につなぐ」視点については、ネイチャーポジティブに向けて重要であることから、これらの視点をより明確にするため、第2次プランでは3つ目の基本方針として位置付けていく。

(方向性2) 外来種移入や開発等による環境変化への対応強化

侵略的外来種等が及ぼす自然環境への悪影響に関する理解促進や防除対策の充実を図る。

自然環境に配慮した太陽光発電事業や公共事業など、適正な開発等の推進を図る。

(方向性3) 多様な主体の連携による保全活動の活性化や保全地域の拡大

保全活動の担い手不足解消に向けた多様な主体の連携の強化や、効果的な手法の検討、国の認定制度(自然共生サイト)を活用した保全地域の拡大など、生物多様性を将来につないでいくための取組の充実を図る。

(方向性4) 生物多様性に係る更なる理解促進

生物多様性に係る新たな考え方である「ネイチャーポジティブ」の意識醸成や、「生物多様性」への更なる理解促進のため、取組の充実を図る。

(方向性5) 各主体の行動変容の拡大に向けた取組の強化

生物多様性に係る理解促進の次の段階として、各主体において、ネイチャーポジティブにつながる行動変容が拡大できるように、市民ニーズを捉えた保全活動等の場を提供するなど、取組の充実を図る。

5 骨子(案)

(1) 将来像(概ね21世紀半ばのまちの姿)

うつのみや生きものつながりプラン

人と生きものが 育みあうまち うつのみや

第2次うつのみや生きものつながりプラン

人と生きものが 育みあうまち うつのみや

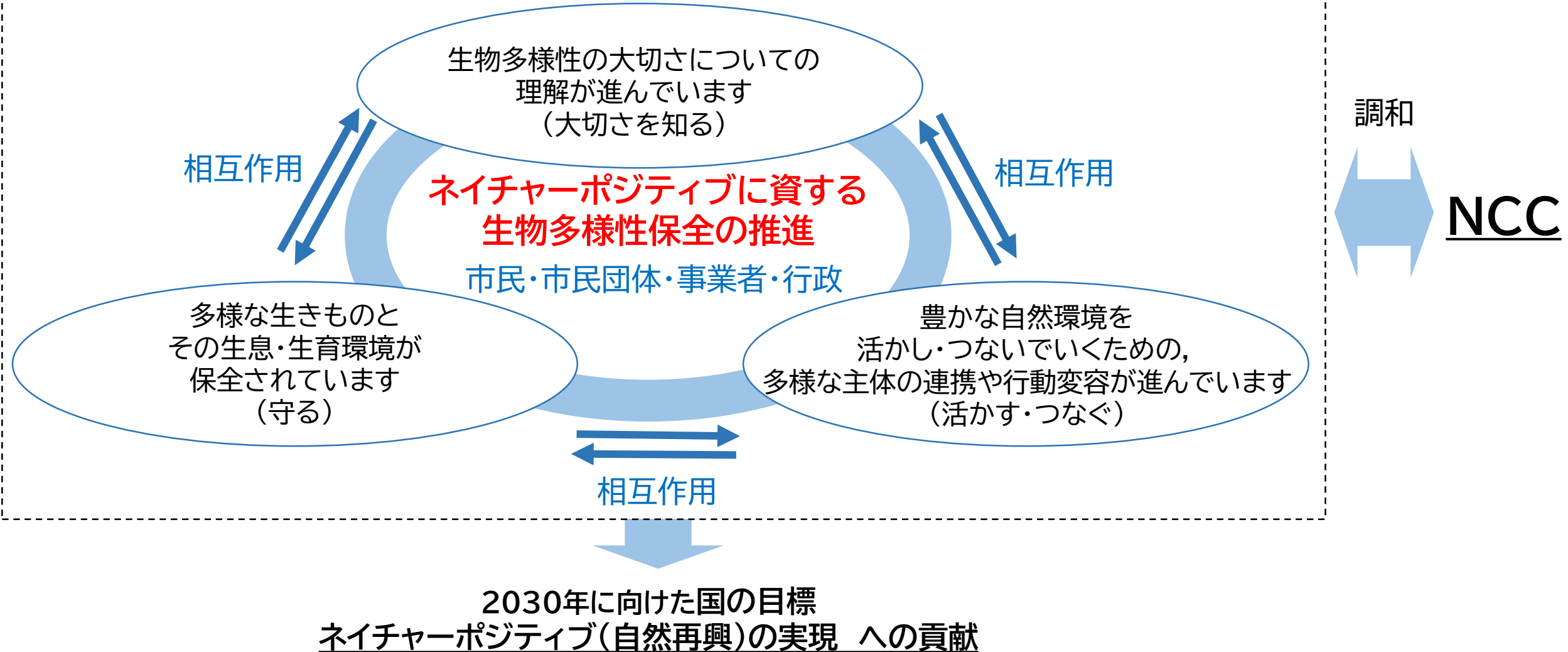
現在掲げている将来像は、豊かな自然と私たち人間が共生している状態を表す不変的な表現となっており、第2次プランにおける将来像としても齟齬はないため、継続する。

参考:

- ・ 生物多様性国家戦略2023-2030 2050年ビジョン「自然と共生する社会」
- ・ 昆明・モンリオール生物多様性枠組 2050年ビジョン「自然と共生する世界の実現」

(2) プランの目標

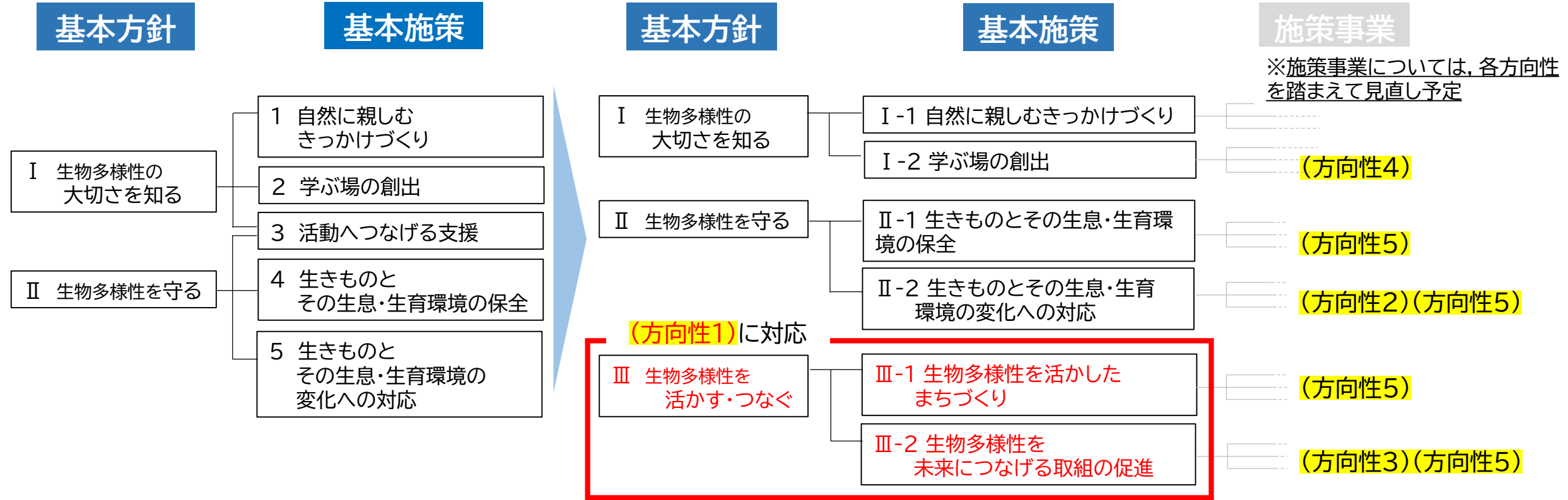
将来像の達成に向け, 第2次プランの計画期間である2030年までに目指す状態



(3) 基本方針・基本施策

うつのみや生きものつながりプラン

第2次うつのみや生きものつながりプラン



(方向性1) 生物多様性を活かし、将来へつなぐ視点の明確化 ※24頁再掲
 現行プランの基本方針「大切さを知る」「守る」に包含される形で盛り込まれている「生物多様性を活かし、将来につなぐ」視点については、ネイチャーポジティブに向けて重要であることから、これらの視点をより明確にするため、第2次プランでは3つ目の基本方針として位置付けていく。

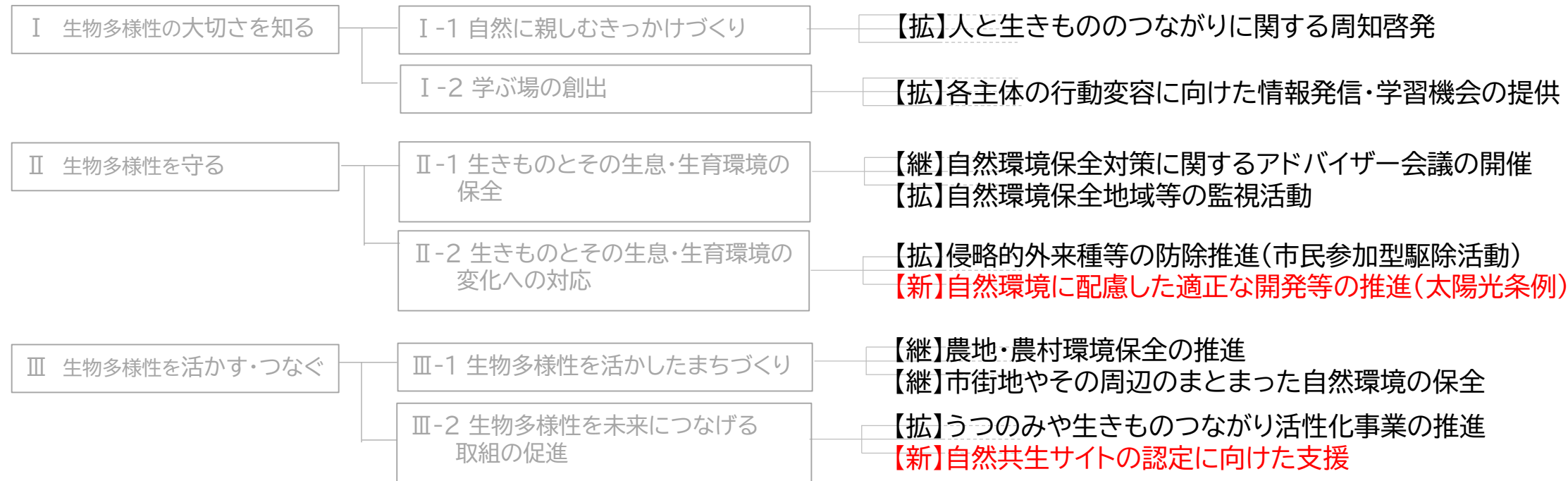
ここまでの内容を踏まえた第2次プランの骨子(案)は別紙3のとおり

参考 主な施策事業(案)

基本方針

基本施策

主な施策事業(案)



6 策定スケジュール

計画策定における環境審議会のスケジュール

	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
スケジュール		◆環境審議会①	アンケート調査 現状・課題の整理 骨子案の作成				◆環境審議会②	素案の作成	◆環境審議会③	パブリック コメントの実施	◆環境審議会④	計画策定・公表

【環境審議会の開催時期及び検討内容】

- ・ 環境審議会①（ 6月 2日）：計画策定について
- ・ 環境審議会②（11月21日）：骨子案（将来像，基本方針，基本施策等）
- ・ 環境審議会③（12月下旬）：素案
- ・ 環境審議会④（ 2月中旬）：パブリックコメントへの対応